

クイズで学ぼう! お金のイロイロ (答え)

答えは ① ファストフードのお店で食事をした場合。



知るぽるとキャラクター
矢口イチ(矢口家の愛犬)

飲食料品と新聞の税率に関しては、消費税の軽減税率制度により、8%に据え置かれています。軽減税率の対象品目は、(1)酒類と外食などを除く飲食料品、(2)定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞、となっています。消費者にとって分かりにくいのが、(1)の飲食料品だと思われます。野菜、魚、肉などの生鮮食料品、米など、食品表示法に規定する食品(酒類を除く)はすべて対象となりますが、「外食」については実際に食事をする場所などによって定義が細かく分類されているので注意が必要です。持ち帰り、宅配などは8%の対象となりますので、例えば弁当を買って、持ち帰って食べる場合は8%が適用となりますが、店内のイートインで食べると10%になります。なお、「テイクアウト」(8%)か「店内飲食」(10%)かは、販売事業者が、販売時点で、顧客に意思確認を行うことにより、判断することとなります。

高知県金融広報委員会では、金融・経済、生活設計、生命保険などに関する専門家である「金融広報アドバイザー」を地域やグループ等で開催される各種学習会・講演会へ無料で派遣しています。「家計簿のつけ方を勉強したい」、「最近の金融トラブルについて詳しく話を聞きたい」など、くらしに関係のある金融情報について勉強したいと思われたら、お気軽にお問い合わせください。

高知県金融広報委員会事務局 (日本銀行高知支店総務課内) TEL: 088-822-0114

※くらしネット kochi 第1号は高知県金融広報委員会の協力を得て作成しています。

消費生活センター便り

実体の分からない投資話には注意が必要です!



ファンド型投資、未公開株、怪しい社債等に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。特に、独居の高齢者を狙った悪質な勧誘には注意が必要で、周囲の見守りが重要となってきます。

県内事例①

数年前から、地域の独居高齢者に投資勧誘のメールが届くようになった。コンビニで電子マネーを購入しこれまで数社に対し数千万円を支払ったが、業者から入金されたことは一度もないという人がいる。貯金も底をつき、生活にも困ると思うが、どのような対処をしたらよいか。

(契約当事者: 70代 男性)

県内事例②

知人から、投資をすればお金が増えると誘われて海外の会社に投資した。広告クーポンを運用し利益配分をするらしい。また、紹介した人が投資をすれば、勧誘者は別途配当金がもらえるらしく、セミナーに参加するたびに投資を勧められ数百万円を投資した。県外では逮捕者も出たと聞いたので、脱会し出資金を返してほしいがどうすればよいか。

(40代 女性)

1. 訪問や電話での勧誘を受けて、即座に買うことはやめましょう。購入前によく調べ、慎重に検討することが重要です。
2. 預けた資金の何倍もの金額の取引ができるFX(外国為替証拠金取引)のような商品はリスクが高く、資金を失うだけでなく、追加の資金が必要となるおそれがあります。安易に手を出さないようにしましょう。
3. 買う前に事業者から渡される契約に関する書面をよく読み、理解できるまで質問しましょう。「理解できない部分があったら絶対に手を出さない」という投資の基本を守ることが大切です。
4. 不安なとき、困ったときは、県立消費生活センターや市町村の窓口にご相談ください。

このほか高知県立消費生活センターからの情報発信中!

Facebookも
チェック⇒



消費生活に関するご相談は

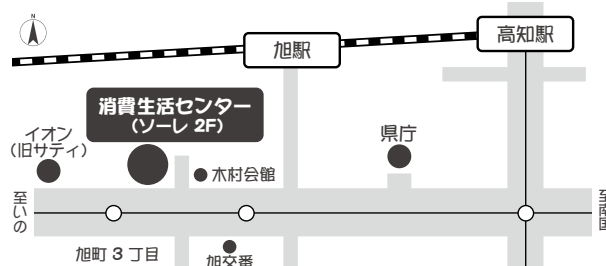
高知県立消費生活センター ☎088-824-0999

住所 〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソール」2階

受付時間 日曜日～金曜日 9:00～16:45

休所日 土曜日・祝日・12/29～1/3
※日曜日も相談を受け付けています

ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>



消費者ホットライン……局番なしの188番 お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します